

平成20年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その7)

区 分	件 名	概 要																	
予算 (15件) 総務部		<table border="1" data-bbox="751 342 1442 600"> <tr> <td>予 算</td> <td>15件</td> <td rowspan="5">} 議案 52件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>62件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 現段階での予定案件であり、今後若干の変更がある場合がある。</p> <p>【1】平成20年度三重県一般会計補正予算(第7号)</p> <p>【2】平成20年度三重県交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>【3】平成20年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>【4】平成20年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>【5】平成20年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)</p> <p>【6】平成20年度三重県中央卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>【7】平成20年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>【8】平成20年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)</p> <p>【9】平成20年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>【10】平成20年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>【11】平成20年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>【12】平成20年度三重県水道事業会計補正予算(第1号)</p> <p>【13】平成20年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号)</p> <p>【14】平成20年度三重県電気事業会計補正予算(第1号)</p> <p>【15】平成20年度三重県病院事業会計補正予算(第1号)</p>	予 算	15件	} 議案 52件	条 例 案	15件	その他議案	22件	報 告	10件	認 定	- 件	提 出	- 件		計	62件	
予 算	15件	} 議案 52件																	
条 例 案	15件																		
その他議案	22件																		
報 告	10件																		
認 定	- 件																		
提 出	- 件																		
計	62件																		



区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【18】 公立大学法人三重県立看護大学に係る重要な財産を定める条例案</p>	<p>公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴い、地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産を定める条例を整備するものである。</p> <p>(平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立大学法人三重県立看護大学が、予定価格等が7,000万円以上の不動産(土地については、1件20,000㎡以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、知事の認可を受けなければならないものとする。</li> </ul>
	<p>参 考</p> <p>地方独立行政法人法 (財産の処分等の制限)</p> <p>第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。</p>	
	<p>【19】 公立大学法人三重県立看護大学への職員の引継ぎに関する条例案</p>	<p>公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴い、地方独立行政法人法第59条第2項に規定する職員の引継ぎの対象となる内部組織を定める条例を整備するものである。</p> <p>(平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立大学法人三重県立看護大学に職員を引継ぐ対象となる内部組織は、三重県立看護大学の事務局及び附属図書館を除くものとする。</li> </ul>
	<p>参 考</p> <p>地方独立行政法人法 (職員の引継ぎ等)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 移行型一般地方独立行政法人(一般地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。)の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。</p>	

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	【20】 公立大学法人三重県立看護 大学の設立に伴う関係条例 の整備に関する条例案	<p>公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴い、関係条例の規定を整備するものである。 (平成21年4月1日(一部平成21年3月31日)から施行)</p> <p>(主な改正内容) 次に掲げる条例について規定を整備するものとする。</p> <p>(1) 三重県立看護大学条例 条例を廃止する。</p> <p>(2) 三重県職員退職手当支給条例 県が設立した一般地方独立行政法人の役員に派遣された者の在職期間を通算する規定を新設するとともに、教育職給料表に関する規定を削る。</p> <p>(3) 職員の給与に関する条例 大学、学長及び教員に関する規定及び教育職給料表を削るとともに、県が設立した一般地方独立行政法人の役員が県職員となった際、引き続き通勤手当、単身赴任手当及び特勤勤務手当に準じる手当を受給できるように改める。</p> <p>(4) 公立学校職員の給与に関する条例 県が設立した一般地方独立行政法人の役員が公立学校職員となった際、引き続き通勤手当及び単身赴任手当を受給できるように改める。</p> <p>(5) 公立学校職員の退職手当に関する条例 県が設立した一般地方独立行政法人の役員に派遣された者の在職期間を通算する規定を新設する。</p> <p>(6) 三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 県立大学に関する規定を削る。</p> <p>(7) 職員の特殊勤務手当に関する条例 特殊勤務手当のうち、訓練指導手当の支給対象から看護大学で大学院の看護学研究科における授業又は研究指導の業務に従事した者を削る。</p> <p>(8) 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 単身赴任手当の支給対象に県が設立した一般地方独立行政法人の役員から企業庁企業職員となった者を加える。</p> <p>(9) 職員の育児休業等に関する条例 職員の給与に関する条例の改正に伴い、関係する規定を改める。</p> <p>(10) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 大学に関する規定を削る。</p> <p>(11) 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 単身赴任手当の支給対象に県が設立した一般地方独立行政法人の役員から病院事業庁企業職員となった者を加える。</p> <p>(12) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 職員の給与に関する条例の改正に伴い、関係する規定を改める。</p> <p>(13) 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 三重県職員退職手当支給条例の改正に伴い、関係する規定を改める。</p> <p>(14) 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 公立学校職員の退職手当に関する条例の改正に伴い、関係する規定を改める。</p>

区 分	件 名	概 要
生活・文化部	<p style="text-align: center;">参 考</p> <p style="text-align: center;">地方独立行政法人法 (定義)</p> <p>第2条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。</p> <p>2 (略)</p>	
	<p>【21】 三重県情報公開条例の一部を改正する条例案</p>	<p>情報公開制度の適正な運営を図るとともに、公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開示請求権に、権利濫用の禁止を加える。</li> <li>(2) 公文書を部分開示するときは、写しにより行うことができる規定を加える。</li> <li>(3) 開示の特例延長の理由に、災害その他やむを得ない理由を加える。</li> <li>(4) 開示決定後の速やかな開示義務を加える。</li> <li>(5) 開示を行う日時及び場所についての規定を加える。</li> <li>(6) 公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴う規定を加える。</li> </ol>
	<p style="text-align: center;">参 考</p> <p style="text-align: center;">条例の概要</p> <p>県の保有する情報の一層の公開を図るため、県民が公文書の開示を請求する権利について定めたものである。</p>	
	<p>【22】 三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案</p>	<p>個人情報保護制度の適正な運営を図るとともに、公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開示請求権に、権利濫用の禁止を加える。</li> <li>(2) 保有個人情報を部分開示するときは、写しにより行うことができる規定を加える。</li> <li>(3) 開示の特例延長の理由に、災害その他やむを得ない理由を加える。</li> <li>(4) 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報を保管している事務所の所在する場所で行うことを加える。</li> <li>(5) 開示を行う日時及び場所についての規定を加える。</li> <li>(6) 公立大学法人三重県立看護大学の設立に伴う規定を加える。</li> </ol>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p style="text-align: center;">条例の概要</p> <p>個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、県の保有する個人情報の開示等を求める権利について定めたものである。</p>		

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【23】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>参 考 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。</p>	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(平成21年1月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法に基づく景観計画区域内における行為に係る届出書の受理に関する事務を処理することとする市町から鈴鹿市を除くものとする。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【24】 財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成18年度の地方自治法の改正により、行政財産の貸付け範囲が拡大されたことにかんがみ、行政財産等の無償貸付け又は減額貸付け等の規定等を整備するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 行政財産の無償貸付け又は減額貸付け等について 行政財産の無償貸付け、減額貸付け等ができる財産の範囲に建物の貸付けと地上権、地役権の設定を加えるものとする。</p> <p>(2) 普通財産の貸付け等について 行政財産において権利(地上権、地役権)を設定する場合の減免規定を整備することから、普通財産についても権利(地上権、地役権等の民法上規定されている権利)を設定する場合の減免規定について併せて整備するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律(平成18年6月7日公布、平成19年3月1日施行)改正概要 [改正前] 土地の貸付け(独立行政法人、地方三公社、地方独立行政法人、公務員共済組合等と1棟の建物を区分所有する場合) 地上権の設定(鉄道事業者、地方道路公社、電気・ガス・水道・電気通信事業者が鉄道・道路・電線路・ガス管・水道管等の施設を設置する場合)</p> <p>[改正後]今回新たに追加された貸付け等 土地の貸付け ・行政財産である土地の本来の目的を効果的に達成することができるような建物等の所有を目的とする場合の土地の貸付け(例:空港におけるターミナルビルの底地の貸付け、港湾における荷揚げ施設・倉庫の底地の貸付け) ・行政財産である土地とその土地に隣接する民有地の上に民間施設と庁舎等を合築する場合の底地の貸付け(例:市街地再開発に伴う土地の有効活用) 庁舎の空き床(事務・事業などの用に現に使用していない部分)の貸付け(例:市町村合併、行政改革による庁舎の空きスペースの有効活用) 地役権の設定(例:電気事業者が電線路の用に供する場合)</p> <p>[留意事項] 特に本改正では、市町村合併等により庁舎の空きスペースが生じた場合に有効活用できるように、行政財産である建物の一部が貸付け可能となった。 行政財産の目的外使用が一時的な使用を前提とした制度に対し、行政財産の貸付けは長期的利用を可能としている。</p>		

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【25】 行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>改正予定の「財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例」において行政財産の建物の貸付け等について減免できる場合の規定を整備することから、これに併せて行政財産の使用許可に係る使用料についても減免できる場合の規定等を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成21年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容） 使用料の減免ができる場合として、本条例中に次の一条を加える。 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用する場合であって、特に必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 災害により使用者がその使用物件を使用目的に供し難いと認めるとき。</p> <p>(3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用するとき。</p> <p>(4) 庁舎、学校、病院等の施設を使用し、又は利用する者の福利厚生のため当該施設を使用するとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。</p>
政策部	<p>【26】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>政治資金規正法の一部改正にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成21年1月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容） ・政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付について、用紙1枚につき10円の手数料を徴収することを追加する。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>政治資金規正法の一部改正（平成19年法律第135号） 収支報告書の要旨が公表された日から3年間、収支報告書の写しの交付を請求することができることとされた。（第20条の2第2項） これにより、都道府県選挙管理委員会に対する写しの交付の請求については、地方自治法第227条の規定に基づき、各都道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。</p>		

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【27】 三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<p>個人の県民税について寄附金税額控除の規定を整備するとともに、固定資産税の前納報奨金を廃止するため所要の改正を行うものである。 (平成22年4月1日(一部平成21年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の県民税の寄附金税額控除の対象として、所得税法により特定寄附金とみなされるもののうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金を定める。</li> <li>・固定資産税の前納報奨金を廃止する。</li> </ul>
<p>参 考</p> <p>地方税法第37条の2第1項第3号の規定により、個人の県民税について寄附金税額控除の規定を整備するとともに、固定資産税の前納報奨金を廃止するため所要の改正を行うものである。</p>		
県土整備部	<p>【28】 三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案</p>	<p>津ヨットハーバーの区域内に係る港湾施設の管理の見直しに伴い、指定管理者の指定等に関する規定を改正するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 津ヨットハーバーの区域内に係る港湾施設の指定管理の廃止に伴い、関係条文を削除する。</li> <li>(2) 津ヨットハーバーの区域内に係る港湾設備等の使用料を追加する。</li> </ol>
<p>参 考</p> <p>港湾使用料については、港湾法第44条第1項において、港湾管理者はその提供する施設又は役務の利用に対し料金を徴収する場合には、あらかじめ料率を定める必要があるとされている。</p> <p>港湾法(昭和25年法律第218号)第44条第1項 港湾管理者がその提供する施設又は役務の利用に対し料金(次条第1項の入港料を除く。)を徴収する場合には、あらかじめ料率を定めて、その施行の日の少くとも30日前に、これを公表しなければならない。</p>		

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【29】 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案</p> <p>参 考 県立特別支援学校整備第一次実施計画（平成19年度～平成22年度） 概要 （1）平成22年4月の開校を目的に、石薬師高校内に杉の子特別支援学校の分校（知的障がい対応の高等部）を設置 （2）できる限り早い時期に県立高校の施設を活用し、桑名、員弁地域に知的障がい対応の県立特別支援学校を設置することとし、設置場所、内容等を検討 （3）草の実特別支援学校を城山特別支援学校と統合して管理運営を一元化 （4）特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校を尾鷲高校（旧尾鷲工業高校）へ移転 （5）平成20年度に2台、平成21年度に1台スクールバスを増車 （6）盲学校、聾学校のあり方を検討 （7）寄宿舎のあり方を検討し、第一次実施計画期間から第二次実施計画期間にわたって段階的に統合</p>	<p>三重県立草の実特別支援学校を三重県立城山特別支援学校と統合して管理運営の一元化を図るため、三重県立草の実特別支援学校を廃止するとともに、三重県立城山特別支援学校草の実分校を設置するものである。 （平成21年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容） ・「三重県立草の実特別支援学校」を「三重県立城山特別支援学校草の実分校」に改める。</p>
病院事業庁	<p>【30】 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案</p> <p>参 考 産科医療補償制度の創設について （1）趣旨 産科医療補償制度は、民間の保険を活用し、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とするものである。 （2）対象及び保険料等について 補償対象は、出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上で身体障害者等級の1級又は2級に相当するなどの要件に該当する脳性麻痺児の場合とし、平成21年1月1日の分娩からとする。また、制度には分娩機関が加入のうえ、保険料3万円は分娩機関が支払い、補償は一時金と分割金（20年間）を合わせて3千万円である。 病院事業条例における「分べん料」の改正 産科医療補償制度は、平成21年1月1日の分娩から対象になることから、その保険料の支払いにあわせて、病院事業条例における「分べん料」を3万円引き上げる。なお、引き上げた分べん料3万円については、出産育児一時金が引き上げられる予定である。</p>	<p>産科医療補償制度の創設に的確に対応するとともに、使用料についての規定を整備するものである。 （平成21年1月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容） ・分べん料の金額を187,000円以下（現行111,000円以上157,000円以下）で病院事業の管理者が定める額に改める。</p>

区 分	件 名	概 要
その他議案 (22件) 総務部	<b>【31】</b> 当せん金付証券の発売について	公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額等必要な事項を定める。 発売総額 平成21年度 170億円以内
農水商工部	<b>【32】</b> 工事請負契約について	中南勢2期地区広域農道事業松阪工区1号トンネル工事 場所 (自) 松阪市阿波首町地内 (至) 松阪市上蛸路町地内 契約金額 1,569,750,000円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 桑名市大字蛸塚新田328番地 水谷・北村・倉口特定建設工事共同企業体 代表者 水谷建設株式会社 代表取締役 川村 尚 工事の概要 トンネル工 L = 970m 路体工 L = 287m 付帯工 一式
	<b>【33】</b> 工事請負契約について	<small>みちゆくがま</small> 道行竈地区県営ふるさと農道トンネル工事 場所 (自) 度会郡南伊勢町道行竈地内 (至) 度会郡南伊勢町阿曾浦地内 契約金額 773,850,000円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 津市大倉19番1号 日本土建・中島特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 取締役社長 田村 欣也 工事の概要 トンネル工 L = 493m 道路工 L = 30m 付帯工 一式

区 分	件 名	概 要
県土整備部	【34】 工事請負契約について	<p>主要地方道紀宝川瀬線地方道路交付金（桐原トンネル（仮称））工事</p> <p>場所 南牟婁郡紀宝町阪松原地内～桐原地内</p> <p>契約金額 769,650,000 円</p> <p>契約方法 一般競争入札</p> <p>請負者住所氏名 津市大倉 19 - 1 日本土建・日本土木工業特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 取締役社長 田村 欣也</p> <p>工事の概要 トンネル工 L = 2 5 8 m 道路工 L = 2 2 2 m</p>
	【35】 工事請負契約について	<p>中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）松阪浄化センター急速ろ過施設（土木）建設工事</p> <p>場所 松阪市高須町地内</p> <p>契約金額 488,250,000 円</p> <p>契約方法 一般競争入札</p> <p>請負者住所氏名 松阪市高町 4 5 0 番地 1 丸亀・倉口特定建設工事共同企業体 代表者 丸亀産業株式会社 代表取締役 竹上 亀代司</p> <p>工事の概要 掘削工 8, 6 0 0 m<sup>3</sup> 躯体工 4, 6 2 2 m<sup>3</sup> 基礎杭工 6 6 本 仮設工 1 式</p>
	【36】 工事協定締結の変更について	<p>一般県道四日市鈴鹿線緊急地方道路整備事業に伴う関西本線河原田・河曲間 4 4 km 6 9 7 m 付近高岡こ線橋改築工事</p> <p>場所 鈴鹿市高岡町地内</p> <p>契約金額 変更前 1,437,000,000 円 変更後 1,217,140,000 円</p> <p>契約方法 協定</p> <p>協定者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号 東海旅客鉄道株式会社 建設工事部長 森下 忠司</p> <p>工事の概要 新こ線橋下部工 N = 2 基 新こ線橋上部工 N = 1 橋</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	【37】 財産の取得について	<p>三重県伊勢庁舎建設事業用建物の取得  所在地 伊勢市勢田町字岩崎地内  種目及び数量 建物（デイサービス施設）650.50㎡  金額 99,750,000 円  相手方住所氏名 度会郡度会町大野木 1 8 5 8 番地  伊勢農業協同組合  代表理事組合長 奥野 長衛</p>
農水商工部	【38】 損害賠償の額の決定及び和解について	<p>平成19年7月28日、熊野市新鹿町新鹿海岸における農業青年の交流会において、職員が過失により参加者に火傷を負わせた事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。  損害賠償額 653,959 円</p>
生活・文化部	<p>【39】 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について</p> <p>【40】 みえ県民交流センターの指定管理者の指定について</p>	<p>三重県交通安全研修センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県交通安全研修センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者  所在地 津市栄町一丁目954番地  名 称 財団法人三重県交通安全協会  代表者 会長 岩見 道生  指定の期間  平成21年4月1日から平成24年3月31日まで</p> <p>みえ県民交流センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、みえ県民交流センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者  所在地 津市一志町高野160番地514  名 称 みえNPOセンター・ワーカーズコープ  代表者 グループ代表者 出丸 朝代  指定の期間  平成21年4月1日から平成24年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【４１】 熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について</p>	<p>熊野灘臨海公園の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、熊野灘臨海公園の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島３０４３番地の４ 名 称 紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 代表者 代表取締役社長 吉川 勝也 指定の期間 平成21年4月1日から平成25年3月31日まで</p>
	<p>【４２】 三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県流域下水道施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県流域下水道施設の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 三重郡川越町大字亀崎新田８０番地の２ 名 称 財団法人三重県下水道公社 代表者 理事長 田岡 光生 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>
	<p>【４３】 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（北勢ブロック）の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（北勢ブロック）（以下「住宅」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、住宅の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 名張市鴻之台２番町１９番地 名 称 三重県北勢地区管理事業共同体 代表者 代表 富永 巖 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>
	<p>【４４】 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢・伊賀ブロック）の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢・伊賀ブロック）（以下「住宅」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、住宅の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 名張市鴻之台２番町１９番地 名 称 伊賀南部不動産事業協同組合 代表者 代表理事 富永 巖 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【４５】 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢・東紀州ブロック）の指定管理者の指定について	<p>三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢・東紀州ブロック）（以下「住宅」という。）の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、住宅の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 津市栄町 1丁目 891番地 名 称 三重県住宅供給公社 代表者 理事長 高杉 勲 指定の期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで</p>
教育委員会	【４６】 三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の指定管理者の指定について	<p>三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 鈴鹿市御園町 1669番地 名 称 財団法人三重県体育協会グループ 代表者 財団法人三重県体育協会 理事長 田中 敏夫 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>
	【４７】 三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について	<p>三重県営松阪野球場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営松阪野球場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 松阪市殿町 1340番地 1 名 称 松阪市 代表者 松阪市長 下村 猛 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>
	【４８】 三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について	<p>三重県営ライフル射撃場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営ライフル射撃場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 津市大門 10番 1号 名 称 三重県ライフル射撃協会 代表者 会長 河野 肇 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	【４９】 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定について	<p>三重県立鈴鹿青少年センターの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立鈴鹿青少年センターの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 鈴鹿市御園町１６６９番地 名 称 財団法人三重県体育協会 代表者 理事長 田中 敏夫</p> <p>指定の期間 平成21年4月1日から平成25年3月31日まで</p>
政策部	【５０】 三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について	<p>三重県立ゆめドームうえのの一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県立ゆめドームうえのの管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>指定管理者 所在地 伊賀市上野丸之内１１６番地 名 称 伊賀市 代表者 伊賀市長</p> <p>指定の期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【51】 三重県土地開発公社定款の変更について</p>	<p>三重県土地開発公社定款の一部を改正するため、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき、議会の議決を経て定款を変更するものである。 (主務大臣の変更認可のあった日から施行)</p> <p>(主な変更内容)</p> <p>(1) 役員の職務 「民法(明治29年法律第89号)第59条」を「公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第16条第8項」に改める。</p> <p>(2) 理事会の議決事項 「損益計算書及び事業報告書」を「損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書」に改める。</p> <p>(3) 資産 「基本財産及び運用財産」を「基本財産」に改める。</p> <p>(4) 財務諸表 「損益計算書及び事業報告書」を「損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書」に改める。</p> <p>(5) 余裕金の運用 「郵便貯金または銀行」を「銀行」に改める。</p> <p>参 考</p> <p>背景</p> <p>平成20年12月1日に公益法人制度改革関連3法が全面施行されることに伴い、「民法(明治29年法律第89号)」の法人に関する規定が改正及び削除され、いわゆる民法法人に関する諸規定は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)」及び各個別法に移ることとなる。</p> <p>土地開発公社設立の根拠法である「公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)」では、役員の職務についてこれまでは民法第59条の規定を準用することとしていたが、この法改正に伴い、役員の職務に関する規定を本法第16条第8項に設けることとなった。</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律 (定款) 第14条 略</p> <p>2 定款の変更(政令で定める事項に係るものを除く。)は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>

区 分	件 名	概 要																																								
健康福祉部	【52】 公立大学法人三重県立看護 大学に承継させる権利につ いて	<p>地方独立行政法人法第66条第1項の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学に承継させる権利を定め、地方独立行政法人法施行令第9条の規定により議会の議決を求めるものである。</p> <p>(承継させる権利に係る財産) 合計 3,770,320,000円</p> <p>(1) 土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>数量(m<sup>2</sup>)</th> <th>価格(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津市夢が丘一丁目1番1</td> <td>43,844.69</td> <td rowspan="10">} 1,080,000,000</td> </tr> <tr> <td>” 1番4</td> <td>15.29</td> </tr> <tr> <td>” 1番6</td> <td>1,164.38</td> </tr> <tr> <td>” 1番8</td> <td>4,715.00</td> </tr> <tr> <td>” 1番9</td> <td>11.56</td> </tr> <tr> <td>” 1番10</td> <td>14.96</td> </tr> <tr> <td>” 1番11</td> <td>483.00</td> </tr> <tr> <td>” 1番12</td> <td>1,799.00</td> </tr> <tr> <td>” 1番14</td> <td>163.56</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>延床面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>価格(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校舎</td> <td>12,341.50</td> <td>2,232,100,000</td> </tr> <tr> <td>講堂・機械室</td> <td>1,411.97</td> <td>289,000,000</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>1,362.54</td> <td>167,800,000</td> </tr> <tr> <td>車庫</td> <td>18.00</td> <td>630,000</td> </tr> <tr> <td>物置</td> <td>8.92</td> <td>790,000</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	数量(m <sup>2</sup> )	価格(円)	津市夢が丘一丁目1番1	43,844.69	} 1,080,000,000	” 1番4	15.29	” 1番6	1,164.38	” 1番8	4,715.00	” 1番9	11.56	” 1番10	14.96	” 1番11	483.00	” 1番12	1,799.00	” 1番14	163.56	施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	価格(円)	校舎	12,341.50	2,232,100,000	講堂・機械室	1,411.97	289,000,000	体育館	1,362.54	167,800,000	車庫	18.00	630,000	物置	8.92	790,000
所在地	数量(m <sup>2</sup> )	価格(円)																																								
津市夢が丘一丁目1番1	43,844.69	} 1,080,000,000																																								
” 1番4	15.29																																									
” 1番6	1,164.38																																									
” 1番8	4,715.00																																									
” 1番9	11.56																																									
” 1番10	14.96																																									
” 1番11	483.00																																									
” 1番12	1,799.00																																									
” 1番14	163.56																																									
施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )		価格(円)																																							
校舎	12,341.50	2,232,100,000																																								
講堂・機械室	1,411.97	289,000,000																																								
体育館	1,362.54	167,800,000																																								
車庫	18.00	630,000																																								
物置	8.92	790,000																																								
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>地方独立行政法人法 (権利義務の承継等) 第66条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務(当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。)のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時ににおいて当該移行型地方独立行政法人が承継する。 2～7 (略)</p> <p>地方独立行政法人法施行令 (権利の承継に係る議会の議決) 第9条 設立団体の長は、法第66条第1項の規定により移行型地方独立行政法人(法第61条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。)に承継させる権利(地方自治法(昭和22年法律第67号)第237条第1項に規定する財産に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない</p>																																										

区 分	件 名	概 要
報告 ( 10 件 ) 県土整備部	<b>【 5 3 】</b> 専決処分の報告について ( 訴えの提起( 和解を含む。) について )	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起 ( 和 解を含む。 ) を行った。
生活・文化部	<b>【 5 4 】</b> 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 0 年 1 0 月 1 日四日市市富士町地内の市道において 発生した生活・文化部 ( 国際室 ) に係る自動車による公務上 の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 95,246 円
健康福祉部	<b>【 5 5 】</b> 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 0 年 9 月 1 日四日市采女町地内の県道三畑四日市線 において発生した北勢児童相談所 ( 家庭自立支援一課 ) に係 る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について 和解した。 損害賠償額 193,000 円
環境森林部	<b>【 5 6 】</b> 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 0 年 6 月 3 日津市美杉町竹原地内の県道久居美杉線 において発生した津農林水産商工環境事務所 ( 森林・林業室 ) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額につ いて和解した。 損害賠償額 0 円
県土整備部	<b>【 5 7 】</b> 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 0 年 6 月 2 5 日伊勢市藤里町地内の市道宮本 1 号に おいて発生した伊勢建設事務所 ( 用地調整室 ) に係る自動車 による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解し た。 損害賠償額 67,284 円 損害賠償額 19,950 円
	<b>【 5 8 】</b> 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 0 年 7 月 1 6 日三重郡川越町大字亀崎新田地内の町 道南福崎豊田一色線において発生した北勢流域下水道事務所 ( 事業推進室 ) に係る自動車による公務上の事故に関して損 害賠償の額について和解した。 損害賠償額 98,734 円

区 分	件 名	概 要
警察本部	【 5 9 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 0 年 3 月 7 日四日市市小杉町地内の市道において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 210,000 円
	【 6 0 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 0 年 9 月 3 日津市丸之内地内の駐車場において発生した捜査第二課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 156,377 円
県土整備部	【 6 1 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 0 年 5 月 2 8 日四日市市江村町地内の国道 4 7 7 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 38,075 円
	【 6 2 】 専決処分の報告について ( 損害賠償の額の決定及び 和解について )	平成 2 0 年 7 月 2 4 日伊賀市伊勢路地内の国道 1 6 5 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 27,040 円